

## HIV 感染を理由とした就業差別の廃絶に向けた声明

1983年に原因ウイルスである HIV-1 が発見されて以降、多くの基礎的・臨床的研究が積み重ねられ、HIV 感染症/エイズは、死に至る病から、適切な治療を早期に開始することにより、コントロール可能な慢性疾患へと変貌しました。また、広範な社会疫学的研究から、抗 HIV 療法で感染者の血中ウイルス量を検出感度以下に抑え続けることでパートナーへの感染も抑制されることが明らかになっております。

このような HIV 感染症に対する治療の進歩と社会的な理解が進む状況の中、現在においても HIV 感染者に対して採用時や就業時における差別が発生しており、差別を受けた当事者、関係者から切実な意見があがっております。

HIV は、医療機関を含め日常の職場生活において感染することはありません。また、厚労省の「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」では、「HIV に感染していることそれ自体によって、労働安全衛生法第 68 条の病者の就業禁止に該当することはないこと。」、「HIV に感染していることそれ自体は解雇の理由とはならないこと。」、「事業者は、HIV 感染の有無に関する労働者の健康情報については、その秘密の保持を徹底すること。」と定められており、医療機関も含めた職場における HIV 感染者への差別は禁止されています。

日本エイズ学会は HIV 感染者が職場において誤解や偏見により不当な扱いを受けることがないように、いかなる差別にも反対すると共に、仕事への適性に応じて働き続けることができるように企業、医療機関のサポート体制の構築を呼びかけます。

2019年6月24日

一般社団法人日本エイズ学会 理事長 松下 修三